

パークの保守主義思想

下 條 慎 一

はじめに

フランス国王ルイ 16 世（在位 1774-1792 年）は、イギリスとの戦争によって逼迫した財政をたてなおすために特権身分にたいして課税しようとしたけれども、抵抗されたので、1789 年に三部会を招集した。ヴェルサイユで開催された三部会では、特権身分たる第一身分（聖職者）・第二身分（貴族）と第三身分（平民）が対立し、後者の議員は自分たちが真に国民を代表する国民議会であると宣言した。かれらは憲法を制定するまで解散しないと誓約し、特権身分のなかにも、それに同調するものがあらわれ、最終的にはすべての身分が国民議会に一体化した。7 月 14 日、パンの高騰にくるしんでいたパリの民衆は、圧政の象徴であるバスティーユ牢獄を襲撃した。その後、農民蜂起が全国に拡大した。

8 月に国民議会は、自由主義的貴族の提案にもとづいて領主裁判権などの封建的特権を廃止し、人権宣言を採択した。10 月 5 日には、パンを要求する女性たちを先頭にパリの民衆がヴェルサイユに行進し、翌 6 日に王家をパリに移転させ、国民議会もパリに移動した。かれらは 1790 年に全国の行政区画を改変し、教会財産を没収した。1791 年に選挙権を有産市民に限定した憲法を發布して、国民議会は解散し、立法議会がひらかれた。

エドマンド・パークは 1729 年、アイルランドにうまれた。1748 年にトリニティ=カレッジ（ダブリン大学）で学士号を取得する。1765 年から 1794 年まで庶民院議員をつとめ、1790 年に『フランス革命の省察』を刊

行し 1797 年に死去した。本稿は主として同書に依拠して、パークの保守主義思想の特質を解明するものである。

1 フランス革命とイギリス国制の比較

(1) イギリス古来の国制

パークはフランスが道理にかなった自由の精神にしたがうことを切望していた¹。しかし、フランス革命はそのようなものではなかった。かれは革命がイギリスの平和をおびやかすことを懸念していた²。イギリスにおける非国教徒の牧師リチャード・プライスは 1789 年 11 月 4 日、名誉革命 100 周年を記念する集会において、フランス革命を称賛した³。かれはそのなかで、イギリス国王が合法的なのは、その王位を人民の選択に依拠しているからであるとのべている⁴。プライスによれば、名誉革命によって、イギリスの民衆は下記の基本権を獲得した⁵。すなわち自分たち自身の統治者を選択し、失政のためにかれらを追放し、自分たち自身のために政府を形成する権利である⁶。しかし、パークが反論するところによれば、名誉革命にさいして国会が制定した権利の章典(1689 年)は、イギリスの統一・平和・安寧が王位継承の確実性に依拠すると宣言して、その世襲的継承を擁護している⁷。ジェームズ 2 世の廃位の根拠は国王と人民の原始契約の破棄によって国制の転覆を企図したことであって、失政という不明確な原理ではなかった⁸。名誉革命を指導したひとびとは統治者の追放という、実行が困難な、論点が不明確な、しばしば有害な結果をもたらす権利を留保するよりも、国会による不断の監視や弾劾などを、憲法上の自由の有効な保障とみなしていた⁹。名誉革命の目的は、イギリス人に法と自由を保障する古来の国制を維持することにあった¹⁰。たとえば、大憲章(マグナ・カルタ、1215 年)は、国王が課税するさいに高位聖職者と大貴族の会議における承認を必要とすることなどを規定している。また、国会が国王の専制政治を批判して可決した権利の請願(1628 年)によれば、臣

民はその自由を相続してきた¹¹。その自由とは、抽象的原理にもとづく人間の権利ではなくて、イギリス人の権利であり、祖先より発する家産であった¹²。さらに、権利の章典によれば、国会が国王にたいして主張・要求した権利・自由は人民の真正な、古来の、うたがう余地のないものであった¹³。

(2) フランス革命の実態

フランス人は温和にして合法的な国王に、かつてないほどの狂気・狼藉・攻撃性を発揮して反逆した¹⁴。それをもたらしたのは、反逆・強盗・略奪・暗殺・殺戮・放火等を正当化しても、自分だけは完全に安全であるという感覚であった¹⁵。三部会における第三身分の大多数は下級の無学にして、たんに補助的な立場の法曹であった¹⁶。かれらは国家の損失を顧慮せず、私的利益を追求するだけであった¹⁷。聖職者には、地方の助任司祭が多数存在した¹⁸。かれらは国家について無知で、絶望的に貧困で、財産を羨望していた¹⁹。こうした第三身分と第一身分の結合によって無知・軽率・僭越・略奪欲の運動が完成し、なにも抵抗することができなくなった²⁰。

なお、貴族のなかにも、自分自身の階級にたいして略奪・凌辱をするものがいた。乱暴にして不平のある名門のひとびとは、個人的な高慢・傲慢さによって増長し、自分自身の階級を軽蔑するようになった。高貴な身分のひとびとが下等な道具をもちいて下等な目的の実現をはかるとき、社会全体も下等・野卑になる²¹。かれらの自覚された尊厳、高貴な自尊心、名門にふさわしい名誉感と対抗心は消滅しつつあった²²。もっとも、パークは権力・権威・地位を血統にもとづかせようとしたのではない²³。かれは美德と英知のみを統治の資格とみなしていた。

経験を無学者の知恵として蔑視し、人間の権利にもとづいて古来の事例、国会の先例・憲章・法令を破壊してはならなかった²⁴。統治とは自然権によってつくられるものではない²⁵。それは、人間の知恵がその必要に応じて考案したものである。その必要には、かれらの情念を抑制すること

がふくまれる²⁶。それをおこないうるのが、かれらのなかから生じた権力であった²⁷。民衆の権利と権力を混同すれば、社会全体が美德と、とくに第一の美德たる慎慮と、矛盾する権利を有することになる²⁸。

1789年10月6日にルイ16世と王妃マリー=アントワネットをヴェルサイユからパリに連行した女性たちは、おそろしいわめき声とけたたましいさげび声をあげ、半狂乱でとびはねて、ひどい傲慢無礼な態度をとり、もっとも下劣な、粗末な恰好をした、地獄の鬼女の言語に絶するいまわしい行為をはたらいていた²⁹。『フランス革命の省察』の出版直後に『人間の権利の擁護』を刊行したメアリ=ウルストンクラフトはこうしたパークの描写について、かの女たちが教育の恩恵をうけていれば粗野な部分をなくして、その不品行のいまわしい醜悪さを除去することができたであろうし、フランス王妃だけでなく、貴賤をとわず、すべての庶民が憐憫にあたいするとのべている³⁰。パークはルイ16世が偉大な人間の徳を称揚されるのにふさわしくない状況におかれたことを遺憾におもっていた³¹。また、皇太子妃だったアントワネットにヴェルサイユで謁見したことを想起しつつ、革命によるかの女の没落を慨嘆した³²。かれはアントワネットを侮辱したひとびとへの復讐を期待したけれども、騎士道の時代は過去のものとなっていた³³。パークは忠節というふるい封建的・騎士道的精神が消滅したあとの、自身と従者の名誉に基礎をおかない権力者による陰謀・暗殺が生じることを危惧した³⁴。

ヨーロッパ世界はながいあいだ紳士の精神と宗教の精神に立脚してきた³⁵。貴族と聖職者はそれぞれ保護と天職を通じて学問を存続させてきたけれども、革命後に学問は豚のような群衆にふみにじられるであろう。

(3) イギリスの国教制度

イギリス人は神を畏怖し、国王を畏敬し、国会に愛着をもち、判事に服従し、聖職者を崇敬し、貴族を尊敬する³⁶。そうするのが自然だからである³⁷。それ以外の感情は虚偽であり、精神を腐敗させ、根本的道德を損壊

し、道理にかなった自由にも不適格にするとともに、奴隸的・放縦・自暴自棄的な尊大さをおしえこんで奴隸状態に適合させる。かれらが認識するところによれば、宗教とは文明社会の基礎であり、すべての善と安慰の源泉であった³⁸。人間は宗教的動物であり、無神論はその理性にも本能にも背馳していた³⁹。イギリス人は国家を、あらゆる欺瞞・暴力・不正・暴政などの不純さを一掃した聖なる神殿として、瀆聖と破壊から保護するよう、国家とその内部で職務をおこなうひとびとを聖別していた⁴⁰。それによって、統治者はその任務と運命を崇高にして立派なものとかんがえ、不死の生命への希望をいだき、無価値な目先の金銭や一時の瞬間的な俗衆の称賛ではなくて永遠の名声と栄光を希求していた。

頻繁な国家の変革は、その組織と連続性を破壊し、世代間の断絶をもたらす⁴¹。その結果、人間は夏の蠅と同様になる。国家が崩壊し、粉塵のような個人に分解して雲散霧消することのないよう、イギリス人は国家を聖別していた⁴²。かれらは国教制度に固執していた⁴³。それは国制の基礎であり、教会と国家は不可分であった。グレイト=ブリテンの庶民院は国家の危急にさいしても、教会の財産を没収して予算の財源にしようとすることはない⁴⁴。しかるに、フランスの国民議会は教会の財産を、不敬虔にも没収した。イギリスの民衆は、そうした極悪にして破廉恥な財産没収に恐怖を感じ、驚愕した。

(4) フランス革命の原因

イギリスの国制は、世襲的な財産・品位を有する貴族院が制御する君主制であり、しかも、庶民院をとおして行動する民衆全体の理性と感情が健全に抑制する君主制であった⁴⁵。フランスは純粹な民主制をよそおっているけれども、有害・低劣な寡頭制に移行するであろう⁴⁶。トーリー党の政治家ヘンリ=シンジャン（ボリングブルック子爵）も君主制をこのんだ⁴⁷。君主制に共和制を付加するほうが、その逆よりもよいからである。この点にかんして、パークとボリングブルックの意見は一致していた。フランス

政府は改革されるべきであったのに、破壊された⁴⁸。それは軽蔑・恐怖すべきことであった⁴⁹。フランス政府はトルコ的な専制をしいていたわけでもなく、改革しえないほど抑圧的で腐敗して怠慢であったわけでもない⁵⁰。フランス革命の原因は、相互抑制の政府よりも専制的な民主主義をこのんで、英国の国制の原理を圧倒したことにあった⁵¹。英国の国制は君主制・貴族制・民主制が調和する混合国制である⁵²。それはアイルランド出身であって貴族でもないパークにとって、忠誠心の対象であると同時に政治的状況判断の基礎となっていた⁵³。

パークの見聞したところによれば、大多数のフランス貴族は高貴な精神と繊細な名誉感を有していた⁵⁴。かれらは下層階級に家族のような態度で接し、もっともみじめな境遇のひとを打擲することもなく、いやしいひとびとを虐待することもまれであった⁵⁵。貴族は「文明ある秩序という柱式の優雅な装飾」「洗練された社会のコリント式の〔華麗な〕柱頭」であった⁵⁶。その没落をみてよるこぶのは不快な、悪意のある、嫉妬ぶかい性質の人間であった⁵⁷。パークはなにかを破壊して社会に真空を、地表に廢墟をもたらすことをこのまなかつた。フランスの貴族は矯正しえない悪徳や、改革によって除去することのできない弊害をもたないため、かれらを侮辱すべきでなかつた。

歴史の大部分を構成するのは、高慢、野心、貪欲、復讐、情欲、反乱、偽善、抑制のない熱情、無秩序な欲望がもたらす不幸である⁵⁸。自由や人権を口実にして国王などを消滅させても、名称を変更して存続するであろう⁵⁹。共同社会には、つねに権力が存在しなければならないからである。

フランスの聖職者は迷信・無知・怠惰・欺瞞・強欲・暴政のおそろしい合成といわれていた⁶⁰。けれども、パークがフランスでみたところによれば、かれらは穩健な精神と礼儀ただししい態度を有していた⁶¹。にもかかわらず、国民議会は、聖職者の公選制を導入した⁶²。パークはそれによって、その職務か行為において独立していることを自任しうるひとびとを追放して、放縦・鉄面皮・狡猾・党派的・追従的な卑劣漢が聖職者になるこ

とを懸念した。かれにとって、16世紀の宗教改革者トマス・ミュンツァーが指導したドイツ農民戦争は「狂気の進行」にはかならなかった⁶³。パークがおそれていたのは、イギリス国教会の財産が没収されることではなくて、イギリス人が他者の財産を自分の当然の獲物とみなすようになることであった⁶⁴。

自国を白紙の状態にあるとかがえることは傲慢であった⁶⁵。真の政治家とは、自国に現存する素材で最善のものを獲得しようとするひとであって、保存しようとする気質と改善する能力を具備していなければならなかった。それ以外を観念することは低俗であり、実行することは危険であった。

2 国民議会にたいする批判

(1) 国家の破壊・転覆

パークは国民議会の議員を、状況に便乗して国家権力を奪取したひとびととみなしている⁶⁶。かれらがこのあたらしい実験的な政府を、追放した暴政の代替物としたのであれば、その時効の完成を期待することができる。草創期に暴力的であった政府は長年の慣行をとおして熟成し、時効によって合法性を有するようになる。イギリスは時効にもとづく国制を有し、その唯一の権威はそれが太古から存続してきたことに由来するけれども⁶⁷、フランスはそうでなかった。

国民議会は国家を破壊・転覆した⁶⁸。パークによれば、保存と改革を同時におこなうこと、すなわち旧制度の有益な部分を維持して、それに付加したものを適合させることが重要であった。緩慢であるけれども持続する進歩が、安全をもたらす⁶⁹。しかるに、フランス革命の指導者は悪徳を憎悪するあまり、人間を愛することがすくなく、人間に奉仕する気もちも能力もなかった⁷⁰。

(2) 選挙制度の改変

国民議会は旧来の州を廃止して、面積や人口ができるだけ均質な県に分割するとともに、立法議会について納税額にもとづく制限選挙制と間接選挙制を導入した。納税額にもとづいて選挙権を制限することは、議員の独立性を保障しえず、人間の権利を破壊するだけであろう⁷¹。国民議会は自然権という原理に立脚しているようにみえるけれども、財産に判然と留意していた⁷²。また、各県のひとつひとつがたがいに他人となり、選挙人と被選挙人が社会的な習慣か紐帯を共有せず、真の国家の魂たる自然的規律が欠如するおそれがあった⁷³。それは市民を1つの国家のなかに結合するのではなくて、フランスを相互に無関係な多数の共和国にすることであった⁷⁴。すなわちフランスを君主制から共和制に、共和制から連邦制に移行させることであった⁷⁵。国民議会は自国を破壊して個々の共和国にしようとしているけれども、立法議会はフランス全体の代表でなければならなかった。しかるに、立法議会では、第一次有権者と最終的代表的紐帯が皆無となろう⁷⁶。立法議会の議員は民衆が選挙したのでもないし、民衆に責任をおうのでもない。かれらは一国内での民衆の代表ではなくて、一国の大使のようになるであろう。それは選挙の精神を変質させるものであった。

なお、パークによれば、国会とは国民全体の利益を代表する審議集会であり、地方ではなくて普遍的な利益を追求しなければならないものであった⁷⁷。こうした国民代表観と密接な関連を有するのが、かれの実質的代表的代表にかんする理論である。パークによれば、実質的代表的とは民衆が実際に選挙した受託者ではないけれども、民衆と利害を共有し、その感情・欲求に共感している代表をさし、実際の代表よりもすぐれているものであった⁷⁸。パークの国民代表観にも実質的代表的の理論にも、特定の集団や地域を最優先させる狭隘な利己主義を超越して社会全体の利益をもとめる強烈な倫理意識がうかがえる⁷⁹。政党論も同様である。パークによれば、政党とは「全員の一致したある特定の原理にもとづき、共同の努力によって国益を促進するために結合した人間集団⁸⁰」である。それは明確な基本理念

や基本方針の欠如した、官職や年金などの利権をもとめて抗争する徒党や派閥とことなるものであった⁸¹。

(3) 行政区画の改変

国民議会が全国の行政区画を改変したのは、あらゆる地方的観念を衰退させ、民衆がガスコーニュ人でもピカルディ人でもブルターニュ人でもノルマン人でもなくて、1つの祖国をもつフランス人になるためであるといわれている⁸²。しかし、そうした地域の住民が祖国をもつことはないであろう。あたらしい行政区画にたいして愛着をいだくことができないからである。人間は家族を愛し、隣人を愛し、地域を愛し、国家を愛するのである。

(4) 立法府全能論

立法議会はできるかぎり権力を有して、外的規制をうけないように構成されている⁸³。これは立法府全能論にもとづいていた。立法議会は、少数派による内的規制をうけることもないであろう。また、元老院など国家の行動に一貫性をあたえる機関の設置を予定していなかったため、それによる外的規制をうけることもないであろう。

(5) 高等法院の廃止

国民議会は高等法院（法服貴族の構成する裁判所）を廃止した⁸⁴。それは王権から独立して、恣意的な革新に抵抗し、法に安定性をあたえていた⁸⁵。国家における最高権力は、それに依存しないだけでなく、それと均衡するように構成された司法的権威をもたなければならなかった。高等法院は君主制の越権と墮落を矯正していたにもかかわらず、国民議会は判事を公選とした。かれらは最悪の党派根性にもとづいて不公平な判決をくだすにちがいがなかった。高等法院を解体せずに維持していれば、軽薄にして不公正な民主制の悪弊にたいする矯正剤となったであろう⁸⁶。

(6) イギリス国制の推奨

フランスでは、民衆指導者の能力不足の帰結が、自由の美名のもとで隠蔽されようとしていた⁸⁷。それは知恵も美徳も欠如した自由にすぎず、教導あるいは抑制されない愚考・悪徳・狂気であった⁸⁸。自由な政府をつくるには、すなわち自由と抑制という対立する要素を調合して首尾一貫した作品をつくるには、おおくの思考と、ふかい省察と、賢明にして強靱な精神が必要であった。けれども、それらは国民議会のなかにみいだされなかった。かれらのうちのだれかが適切に制限・限定された自由の計画を提案しても、それよりもはるかに豪勢に民衆の人気を獲得しそうな提案が採用されるであろう。パークが希望したのは、イギリス人がみずからの改善のためにフランス革命を模範とするのではなくて、英国の国制をフランス人に推奨することであった⁸⁹。イギリス人の幸福は、その国制におっていた。パークは国制を変更することを否定しなかったけれども、それは保守するためでなければならなかった。イギリス人の祖先は、フランス人が吹聴する理性の光にてらされていなかったため、人間が無知で可謬であることを前提として行動した。そうした慎重さを模倣すべきであった⁹⁰。

おわりに

立法議会では立憲君主派と、共和制を主張するジロンド派が対立した。1792年にジロンド派が政権を掌握し、男性普通選挙による国民公会を成立させ、第一共和政がはじまった。国民公会では、急進共和主義のジャコバン派が強力になり、1793年にルイ16世を処刑した。同年、革命がイギリスに波及することを警戒したウィリアム=ピット首相は第1回対仏大同盟を結成した。それによって、フランスは全ヨーロッパと敵対し、国内では反革命運動も生じた。ジャコバン派のマクシミリアン=ロベスピエールは国内外の危機に対応するため恐怖政治をおこなった結果、独裁への不満が高じて、1794年に処刑された。ジャコバン派の没落後、穏健共和派が

有力となり、1795年に制限選挙制を復活させた憲法により、5名の総裁からなる総裁政府がつくられた。イギリスがロシアなどと第2回対仏大同盟を結成すると、1799年に軍事指導者ナポレオン＝ボナパルトが総裁政府を打倒して、3名の統領からなる統領政府をつくり、第一統領として独裁権を掌握した。かれは1804年に国民投票で皇帝に即位し、ナポレオン1世として第一帝政を開始した。

バークの予言どおり、フランス革命における「多数の暴政 (tyranny of a multitude)⁹¹」あるいは「民主主義的水平化原理⁹²」は「軍事的民主制⁹³」をもたらし「人気のある將軍⁹⁴」が「共和国全体の主人」となった。こうした洞察をたかく評価すると同時に⁹⁵、かれの賛美した国制のもとでも権利・自由の保障が不十分であったひとびとがいたことを看過してはならないであろう。

- * 本稿は、本学法学部の2021年度「政治学原論」講義で配布した資料の一部に加筆して作成したものである。講義の機会をあたえてくださった先生がたと、講義しやすい環境をととのえてくださった職員のかたがたと、熱心な受講態度によって刺激をあたえてくれた学生諸君に感謝もうしあげる次第である。

注

- 1 Burke, Edmund, *Reflections on the Revolution in France* (1790), L. G. Mitchell ed., *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Vol.VIII (Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1989), p.54. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』(みすず書房, 新装版1997年) 7頁。
- 2 *Ibid.*, p.60. 14頁。
- 3 *Ibid.*, p.61. 16頁。
- 4 Price, Richard, *A Discourse on the Love of Our Country* (1789), D. O. Thomas ed., *Political Writings* (Cambridge [England]; New York: Cambridge University Press, 1991), p.186. 永井義雄訳『祖国愛について』(未来社, 1966年)

- 40 頁。Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.64. 半澤訳 19 頁。
- 5 *Ibid.*, p.66. 22 頁。
- 6 Price, R., *op.cit.*, p.190. 永井訳 48 頁。
- 7 “Bill of Rights (1689),” Carl Stephenson and Frederick George Marcham ed., *Sources of English Constitutional History : A Selection of Documents from A.D. 600 to the Present* (Holmes Beach, Fla. : Gaunt, 1997), p.603. 田中英夫訳「権利章典」高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』(岩波書店, 1957 年) 86-87 頁。Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.70. 半澤訳 26-27 頁。
- 8 “Resolution of the House of Commons (28 January 1689),” J. R. Western, *Monarchy and Revolution, The English State in the 1680s* (Basingstoke : Macmillan, 1985), p.307. Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.77. 半澤訳 36 頁。
- 9 *Ibid.*, p.78. 37 頁。
- 10 *Ibid.*, p.81. 41 頁。
- 11 “Petition of Right (1628),” C. Stephenson and F. G. Marcham ed., *op.cit.*, p.450. 田中英夫訳「権利請願」高木・末延・宮沢前掲書 57 頁。
- 12 Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.82. 半澤訳 42 頁。
- 13 “Bill of Rights,” pp.602-603. 田中訳 85 頁。Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.83. 半澤訳 43 頁。
- 14 *Ibid.*, p.89. 50 頁。
- 15 *Ibid.*, p.90. 52 頁。
- 16 *Ibid.*, p.93. 54 頁。
- 17 *Ibid.*, p.94. 55 頁。
- 18 *Ibid.*, p.96. 59 頁。
- 19 *Ibid.*, pp.96-97.
- 20 *Ibid.*, p.97. 60 頁。
- 21 *Ibid.*, p.98. 61 頁。
- 22 *Ibid.*, p.100. 62-63 頁。
- 23 *Ibid.*, p.101. 64 頁。
- 24 *Ibid.*, pp.108-109. 74 頁。
- 25 *Ibid.*, p.110. 77 頁。

- 26 *Ibid.*, pp.110-111.
- 27 *Ibid.*, p.111.
- 28 *Ibid.*, p.113. 80 頁。
- 29 *Ibid.*, p.122. 91-92 頁。
- 30 Wollstonecraft, Mary, *A Vindication of the Rights of Men*, Janet Todd and Marilyn Butler ed., *The Works of Mary Wollstonecraft*, Vol.V (London : W. Pickering, 1989), p.30. 清水和子・後藤浩子・梅垣千尋訳『人間の権利の擁護』『人間の権利の擁護;娘達の教育について』(京都大学学術出版会, 2020年) 54 頁。
- 31 Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.125. 半澤訳 96 頁。
- 32 *Ibid.*, p.126.
- 33 *Ibid.*, pp.126-127. 97 頁。
- 34 *Ibid.*, p.129. 99 頁。
- 35 *Ibid.*, p.130. 100 頁。
- 36 *Ibid.*, p.137. 110 頁。
- 37 *Ibid.*, p.138.
- 38 *Ibid.*, p.141. 114 頁。
- 39 *Ibid.*, p.142. 115 頁。
- 40 *Ibid.*, p.143. 117 頁。
- 41 *Ibid.*, p.145. 121 頁。
- 42 *Ibid.*, p.146. 122 頁。
- 43 *Ibid.*, p.149. 126 頁。
- 44 *Ibid.*, p.154. 133 頁。
- 45 *Ibid.*, p.173. 157 頁。
- 46 *Ibid.*, p.174.
- 47 *Ibid.*, p.175. 159 頁。
- 48 *Ibid.*, pp.175-176. 160 頁。
- 49 *Ibid.*, p.176.
- 50 *Ibid.*, p.180. 165 頁。
- 51 *Ibid.*, p.184. 170 頁。
- 52 Do., *Appeal from the New to the Old Whigs* (3 August 1791), P. J. Marshall and Donald C. Bryant ed., *The Writings and Speeches of Edmund Burke*,

- Vol.IV (Oxford : Clarendon Press, 2015), p.391. 中野好之訳『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴』『バーク政治経済論集：保守主義の精神』（法政大学出版局，2000年）603頁。
- 53 坂本義和『人間と国家：ある政治学徒の回想（上）』（岩波書店，2011年）114-115頁。
- 54 Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, pp.185-186. 半澤訳 172頁。
- 55 *Ibid.*, p.186.
- 56 *Ibid.*, pp.187-188. 174頁。
- 57 *Ibid.*, p.188. 174-175頁。
- 58 *Ibid.*, p.189. 177頁。
- 59 *Ibid.*, p.190. 177-178頁。
- 60 *Ibid.*, p.193. 181頁。
- 61 *Ibid.*, p.194. 182頁。
- 62 *Ibid.*, p.196. 185頁。
- 63 *Ibid.*, p.202. 192頁。
- 64 *Ibid.*, p.203. 193-194頁。
- 65 *Ibid.*, p.206. 197頁。
- 66 *Ibid.*, p.213. 208頁。
- 67 Do., "Speech on Parliamentary Reform (16 June 1784)," P. J. Marshall and D. C. Bryant ed., *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Vol.IV, p.219. 中野好之訳「下院代表の状態を調整する委員会開催要求の動議についての演説」『バーク政治経済論集：保守主義の精神』446頁。
- 68 Do., *Reflections on the Revolution in France*, p.216. 半澤訳 212頁。
- 69 *Ibid.*, p.217. 214頁。
- 70 *Ibid.*, p.218. 215頁。
- 71 *Ibid.*, p.223. 221頁。
- 72 *Ibid.*, p.224. 222頁。
- 73 *Ibid.*, pp.230-231. 231頁。
- 74 *Ibid.*, p.232. 233頁。
- 75 *Ibid.*, p.234. 235頁。
- 76 *Ibid.*, p.235. 237頁。
- 77 Do., *Speech at the Conclusion of the Poll* (3 November 1774), W. M. Elofson

- with John A. Woods ed., *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Vol.III (Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1996), p.69. 中野好之訳「ブリストルの選挙人に対するの演説」『バーク政治経済論集：保守主義の精神』164-165頁。
- 78 Do., *Letter to Sir Hercules Langrishe* (1792), R. B. McDowell ed., *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Vol.IX (Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1991), p.629. 中野好之訳『サー・ハーキュリーズ・ラングリッシへの手紙』『バーク政治経済論集：保守主義の精神』777頁。
- 79 岸本広司『バーク政治思想の展開』（御茶の水書房，2000年）425頁。
- 80 Burke, E., *Thoughts on the Present Discontents* (1770), Paul Langford ed., *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Vol.II (Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1981), p.317. 中野好之訳『現代の不満の原因を論ず』『バーク政治経済論集：保守主義の精神』80頁。
- 81 岸本前掲書 162頁。
- 82 Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.244. 半澤訳 249頁。
- 83 *Ibid.*, p.245. 250頁。
- 84 *Ibid.*, p.252. 261頁。
- 85 *Ibid.*, p.253.
- 86 *Ibid.*, pp.253-254. 262頁。
- 87 *Ibid.*, p.290. 310頁。
- 88 *Ibid.*, p.291.
- 89 *Ibid.*, p.292. 312頁。
- 90 *Ibid.*, p.293. 313頁。
- 91 Do., "Letter to Captain Thomas Mercer (26 February 1790)," Alfred Cobban and Robert A. Smith ed., *The Correspondence of Edmund Burke*, Vol.VI (Cambridge: University Press, Chicago: University of Chicago Press, 1967), p.96. 岸本前掲書 580頁。
- 92 Burke, E., *Reflections on the Revolution in France*, p.63. 半澤訳 18頁。
- 93 *Ibid.*, p.259. 269頁。
- 94 *Ibid.*, p.266. 278頁。
- 95 坂本義和『国際政治と保守思想』（岩波書店，2004年）96頁。

